

勤務評定「顔見知りでやりにくい」

市区町村半数が未実施

政令指定市除く

政令指定市を除く全国の市区町村の約半数が、地方公務員法の定める職員「勤務評定」を実施していないことが、総務省の調査でわかった。都道府県と指定市はすべてが実施しているが、小さな自治体では、「子供のころからの顔見知りで評しにくい」「こりが残る」といった思いが根

都道府県	市区町村	実施率
北海道	札幌市	31.8
青森県	青森市	37.5
岩手県	盛岡市	45.7
宮城県	仙台市	37.1
秋田県	秋田市	40.0
山形県	山形市	42.9
福島県	福島市	26.2
茨城県	水戸市	36.4
栃木県	宇都宮市	48.5
群馬県	高崎市	41.0
埼玉県	さいたま市	78.6
千葉県	千葉市	69.1
東京都	東京都	90.3
神奈川県	横浜市	60.6
新潟県	新潟市	42.9
富山県	富山市	60.0
石川県	金沢市	73.7
福井県	福井市	64.7
山梨県	山梨市	27.6
長野県	長野市	38.3
岐阜県	岐阜市	92.9
静岡県	静岡市	53.7
愛知県	名古屋市	77.4
三重県	津市	62.1
滋賀県	彦根市	34.6
京都府	京都市	33.3
大阪府	大阪市	53.7
兵庫県	神戸市	60.0
奈良県	奈良市	35.9
和歌山県	和歌山市	43.3
鳥取県	鳥取市	36.8
島根県	松江市	38.1
岡山県	岡山市	41.4
広島県	広島市	54.5
山口県	山口市	54.5
徳島県	徳島市	16.7
香川県	高松市	47.1
愛媛県	愛媛市	70.0
高知県	高知市	20.0
福岡県	福岡市	61.2
佐賀県	佐賀市	43.5
長崎県	長崎市	34.8
熊本県	熊本市	45.8
大宮	大宮市	27.8
鹿児島	鹿島市	41.9
沖縄	那覇市	38.8
計		9.8
		47.6

※単位は%。06年4月1日現在。指定市を除く

強いようだ。しかし、能力や成果を給与に反映させることなどを盛り込んだ公務員制度改革大綱が01年に閣議決定されており、総務省は指導を強める方針だ。

地方公務員法は1950年の制定当初から、「任命権者は、定期的な勤務成績の評定を行い、その結果に応じた措置を講じなければならない」と(第40条)と定めている。ところが、実際は、「公務員の業務は多岐にわたり、一律に評価するのは難しい」となどとして、実施する自治体は少なかった。

民間で能力主義が広まり、年をとれば給与が上がる公務員の制度に批判が強まるにつれ、90年代後半から、勤務評定の基準をつくり給与に反映させる都道府県や指定市が相次いだ。国家公務員は51年に統一基準が設けられて評定が始まり、57年以降は省庁ごとの基準に沿って行われている。

総務省は昨年、全自治体を対象に、4月1日現在で、基準を設けて評価し、結果を文書に残しているかを初めて調査した。その結果、指定市以外の市区町村では、2404のうち55・2%の1

評価がなければ仕事いい加減に 慶応大の上山信一教授(公共経営論)の話 大半が幼い頃からの顔見知りのような役場では評価しづらいだろうが、評価

327が未実施だった。今年4月1日現在でも、1828のうち52・4%の957で実施されていないかった。

市区町村の実施率を都道府県別にみると、岐阜が2年連続で90%を超えて最も高く、東京が連続2位。関東や愛知など都市部が比較的高かった。沖縄は2年とも10%に届かず最低で、徳島と高知も20%以下だった。

岐阜県は平成の大合併で99あった市町村が42(4月1日現在)に激減。同県市町村課は「合併で顔見知りの割合が減り、より透明性のある評定基準が求められるようになった」とみる。

一方、沖縄県の市町村課は「職員がみんな幼いころから知り合いという離島の役所もあり、なかなか普及しない」。高知県は03年から職員を市町村に派遣して勤務評定の研修をしているが、市町村振興課は「顔見知りを評価することへのアレルギーは強く、なかなか取り組んでもらえない」という。

総務省給与能率推進室がないと仕事がいい加減になる。建築士や保育士など専門性のある職員が多く、市区町村が独自に基準を設けるのが難しいのなら、まず都道府県や指定市を見本にすればいいのではないかと。